

## 別 紙

### 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は大阪府北部淀川右岸に位置する面積約 15 ㎢の平坦な街並みで、大阪北部の衛星都市として発展してきました。「健都」などの大規模開発により、微減・微増を繰り返しながら人口推移しており、平成 30 年 5 月末現在 85,657 人となっています。人口構造としては、年少人口 13.17% 労働人口 61.44% 老年人口 25.39%であり高齢化率は、全国平均を下回っています。また流入・流出人口は、流入が約 1 万人多く、昼間人口の方が多いい市です。

産業構造及び中小企業者の実態としては、製造業や卸・小売業、サービス業など約 4000 の事業所が集積し、工業・準工業地域が面積の半分以上を占める産業都市となっています。工業地域では主に製造業の大規模事業所が国内でも主要な工場・研究拠点を置いており、高度先端技術の研究施設や生産施設があります。また、準工業地帯を中心に、事業所数の 9 割以上にあたる様々な中小規模事業者が事業を展開し、地域経済の発展・活性化を担っています。

そのため中小企業の生産能力が、そのまま地域経済の発展・活性化につながる市の構造であるため、中小企業が先端整備を導入し労働生産性を向上することは、地域経済の発展・活性化に最も寄与する方法の 1 つであると考えています。

##### (2) 目標

先端設備を導入することによって少子高齢化や人手不足など厳しい事業環境を乗り越える労働生産性の高い中小企業が多い産業都市となり、地域経済の発展・活性化を実現する。

これを実現するための目標として、計画期間中に 25 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

市内には製造業や卸・小売業、サービス業など多くの企業が活動しているので、国指定設備に準じて、先端設備等の種類を経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

市内全域に中小企業があるため、対象地域を市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

##### 対象業種

市域では製造業、サービス業をはじめ、多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、これら多様な市内事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象となる業種は、全業種とする。

##### 対象事業

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象の事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した期間から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税に未納があることが認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な行財政運営への寄与に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。